

○文部科学省告示第十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年二月二十一日

文部科学大臣 末松 信介

雪中相合傘（鳥鷺図）	両国橋下の釣り船と網	両国橋納涼*	両国橋納涼	行水	母と子	夜の梅を愛でる女	真夜中・母と眠い子	新大橋下の涼み船	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和四年一月二十八日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和四年二月二十一日から令和四年三月十四日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	千葉県美術館 館長 山梨 絵美子 千葉県千葉市中央区中央三十一―八	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	千葉県美術館 千葉県千葉市中央区中央三十一―八 令和四年二月二十一日から三月六日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	吾妻橋下の涼船	中洲の納涼
	同右	同右